

## 埼玉県議会令和7年12月定例会付議予定議案件名表（追加提出）

### 【議案】

#### 予算

案件名	概要
1 令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）	補正前 2, 246, 633, 286千円 補正額 10, 808, 509千円 補正後 2, 257, 441, 795千円 対当初比 101. 2%

## 条例

案件名	概要																																
1 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例  【総務部】	<p>1 趣 旨 知事等の特別職の期末手当の額を改定するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正 期末手当の年間の支給割合の改定 3. 4 5月→3. 5 0月 (+0. 05月)</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>現行</th><th>改正後（令和7年度）</th><th>改正後（令和8年度）</th></tr></thead><tbody><tr><td>6月期</td><td>1. 725月</td><td>1. 725月</td><td>1. 75月</td></tr><tr><td>12月期</td><td>1. 725月</td><td>1. 775月</td><td>1. 75月</td></tr><tr><td>計</td><td>3. 45月</td><td>3. 50月</td><td>3. 50月</td></tr></tbody></table> <p>(2) 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 期末手当の年間の支給割合の改定 3. 4 5月→3. 5 0月 (+0. 05月)</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>現行</th><th>改正後（令和7年度）</th><th>改正後（令和8年度）</th></tr></thead><tbody><tr><td>6月期</td><td>1. 725月</td><td>1. 725月</td><td>1. 75月</td></tr><tr><td>12月期</td><td>1. 725月</td><td>1. 775月</td><td>1. 75月</td></tr><tr><td>計</td><td>3. 45月</td><td>3. 50月</td><td>3. 50月</td></tr></tbody></table> <p>3 施行期日等 公布の日から施行し、令和7年12月期の期末手当の支給割合は、令和7年12月1日から適用。ただし、令和8年度以降の期末手当の支給割合は、令和8年4月1日から施行。知事については、引き続き、当分の間、年間3. 40月に据え置く。</p>		現行	改正後（令和7年度）	改正後（令和8年度）	6月期	1. 725月	1. 725月	1. 75月	12月期	1. 725月	1. 775月	1. 75月	計	3. 45月	3. 50月	3. 50月		現行	改正後（令和7年度）	改正後（令和8年度）	6月期	1. 725月	1. 725月	1. 75月	12月期	1. 725月	1. 775月	1. 75月	計	3. 45月	3. 50月	3. 50月
	現行	改正後（令和7年度）	改正後（令和8年度）																														
6月期	1. 725月	1. 725月	1. 75月																														
12月期	1. 725月	1. 775月	1. 75月																														
計	3. 45月	3. 50月	3. 50月																														
	現行	改正後（令和7年度）	改正後（令和8年度）																														
6月期	1. 725月	1. 725月	1. 75月																														
12月期	1. 725月	1. 775月	1. 75月																														
計	3. 45月	3. 50月	3. 50月																														

案件名	概要																
<p><b>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</b></p> <p>【総務部】</p>	<p><b>1 趣旨</b> 埼玉県人事委員会の勧告及び報告等を踏まえ、職員の給与の改定等をするための改正</p> <p><b>2 内容</b></p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正 民間給与との較差を解消等するための改定</p> <p>ア 給料表 若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ</p> <p>イ 初任給調整手当 医 師 国に準じて上限額を引上げ 獣医師 新たに、採用から最大15年間、月額35,000円を遞減させて支給</p> <p>ウ 期末・勤勉手当 年間の支給割合の改定 4.60月→4.65月 (+0.05月)</p> <p>(例) 一般職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後（令和7年度）</th> <th>改正後（令和8年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>2.30月</td> <td>2.30月</td> <td>2.325月</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>2.30月</td> <td>2.35月</td> <td>2.325月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4.60月</td> <td>4.65月</td> <td>4.65月</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 通勤手当 自動車等の使用距離の上限を片道75kmから100kmに引上げ 新たに駐車場等の利用料金を月額5,000円の範囲内で支給</p> <p>オ 特地勤務手当等及び宿日直手当 国に準じて所要の改定</p> <p>カ 級別基準職務表の見直し</p> <p>(2) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正 国の通知改正を踏まえた報酬水準の見直し等</p> <p>(3) その他条例の一部改正 人事委員会勧告を踏まえて、以下の条例について所要の改正を行う</p> <p>ア 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正</p> <p>イ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正</p> <p>ウ 職員の退職手当に関する条例の一部改正</p> <p><b>3 施行期日等</b> 公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用。ただし、令和7年12月期の期末・勤勉手当の支給割合の改定は、令和7年12月1日から適用。また、獣医師に係る初任給調整手当、令和8年度以降の期末・勤勉手当の支給割合、通勤手当及び級別基準職務表の見直しは、令和8年4月1日から施行。</p>		現行	改正後（令和7年度）	改正後（令和8年度）	6月期	2.30月	2.30月	2.325月	12月期	2.30月	2.35月	2.325月	計	4.60月	4.65月	4.65月
	現行	改正後（令和7年度）	改正後（令和8年度）														
6月期	2.30月	2.30月	2.325月														
12月期	2.30月	2.35月	2.325月														
計	4.60月	4.65月	4.65月														

案件名	概要																
<p>3 学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  【教育局】</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県人事委員会の勧告及び報告を踏まえ、学校職員の給与の改定等をするための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 学校職員の給与に関する条例の一部改正 民間給与との較差を解消等するための改定</p> <p>ア 給料表 若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ 教職調整額の改定に伴う管理職の給料月額の引上げ</p> <p>イ 期末・勤勉手当 年間の支給割合の改定 4. 6 0月→4. 6 5月 (+0. 0 5月) (例) 学校職員（定年前再任用短時間勤務学校職員を除く）</p> <table border="1" data-bbox="833 584 1866 727"> <thead> <tr> <th></th><th>現行</th><th>改正後（令和7年度）</th><th>改正後（令和8年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td><td>2. 3 0月</td><td>2. 3 0月</td><td>2. 3 2 5月</td></tr> <tr> <td>12月期</td><td>2. 3 0月</td><td>2. 3 5月</td><td>2. 3 2 5月</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4. 6 0月</td><td>4. 6 5月</td><td>4. 6 5月</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ 通勤手当 自動車等の使用距離の上限を片道75kmから100kmに引上げ 新たに駐車場等の利用料金を月額5,000円の範囲内で支給</p> <p>エ 日直・宿直手当等 国に準じて所要の改定等</p> <p>オ 義務教育等教員特別手当 校務類型に係る業務の困難性に応じた支給への見直し等</p> <p>(2) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正 教職調整額を給料月額の4%から10%に段階的に引上げ</p> <p>(3) 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 多学年学級担当手当の廃止</p> <p>3 施行期日等 公布の日から施行。ただし、給料表及び日直・宿直手当の改定は、令和7年4月1日から、令和7年12月期の期末・勤勉手当の支給割合の改定は、令和7年12月1日から適用。また、管理職の給料月額の引上げ、義務教育等教員特別手当、教職調整額及び特殊勤務手当の改定は、令和8年1月1日から、令和8年度以降の期末・勤勉手当の支給割合及び通勤手当は、令和8年4月1日から施行。</p>		現行	改正後（令和7年度）	改正後（令和8年度）	6月期	2. 3 0月	2. 3 0月	2. 3 2 5月	12月期	2. 3 0月	2. 3 5月	2. 3 2 5月	計	4. 6 0月	4. 6 5月	4. 6 5月
	現行	改正後（令和7年度）	改正後（令和8年度）														
6月期	2. 3 0月	2. 3 0月	2. 3 2 5月														
12月期	2. 3 0月	2. 3 5月	2. 3 2 5月														
計	4. 6 0月	4. 6 5月	4. 6 5月														